

## 平成 27 年第 4 回紀の川市議会定例会 第 3 日

平成 27 年 12 月 9 日（水曜日） 開 議 午前 9 時 29 分  
散 会 午後 1 時 30 分

### ◎議事日程（第 3 号）

日程第 1 一般質問

### ◎本日の会議に付した事件

議事日程（第 3 号）のとおり

### ○出席議員（21 名）

|               |               |               |
|---------------|---------------|---------------|
| 1 番 並 松 八 重   | 2 番 太 田 加 寿 也 | 3 番 船 木 孝 明   |
| 4 番 中 尾 太 久 也 | 5 番 仲 谷 妙 子   | 6 番 大 谷 さ つ き |
| 7 番 石 脇 順 治   | 8 番 中 村 真 紀   | 9 番 榎 本 喜 之   |
| 10 番 杉 原 勲    | 11 番 森 田 幾 久  | 12 番 村 垣 正 造  |
| 13 番 高 田 英 亮  | 15 番 西 川 泰 弘  | 16 番 堂 脇 光 弘  |
| 17 番 室 谷 伊 則  | 18 番 上 野 健    | 19 番 石 井 仁    |
| 20 番 川 原 一 泰  | 21 番 坂 本 康 隆  | 22 番 竹 村 広 明  |

### ○欠席議員（0 名）

### ○説明のために出席した者の職氏名

|           |         |         |         |
|-----------|---------|---------|---------|
| 市 長       | 中 村 慎 司 | 副市長     | 田 村 武   |
| 市長公室長     | 林 信 良   | 企画部長    | 森 本 浩 行 |
| 総務部長      | 竹 中 俊 和 | 危機管理部長  | 上 山 和 彦 |
| 市民部長      | 中 邨 勝   | 地域振興部長  | 森 田 英 嗣 |
| 保健福祉部長    | 服 部 恒 幸 | 農林商工部長  | 岩 坪 純 司 |
| 建設部長      | 福 岡 資 郎 | 国体対策局長  | 榎 本 守   |
| 会計管理者     | 森 脇 澄 男 | 水道部長    | 田 村 佳 央 |
| 農業委員会事務局長 | 米 田 昌 生 | 教育長     | 松 下 裕   |
| 教育部長      | 稲 垣 幸 治 | 企画部財政課長 | 杉 本 太   |

### ○議会事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事務局長      | 城 山 義 弘 | 次長兼議事調査課長 | 中 野 朋 哉 |
| 議事調査課課長補佐 | 岩 本 充 晃 | 議事調査課係長   | 藤 田 郁 也 |



（開議 午前 9時29分）

○議長（竹村広明君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第4回紀の川市議会定例会、3日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 一般質問

---

○議長（竹村広明君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、2番 太田加寿也君の一般質問を許可します。

2番 太田加寿也君。

はじめに、フルーツを中心とした本市農業への効果のある具体的な支援策はについて質問をどうぞ。

○2番（太田加寿也君）（質問席） おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、私からの質問をさせていただきます。

まず、一つ目は、フルーツを中心とした本市の農業への効果のある具体的な支援策についてであります。

日本政府によるTPP締結を直前に控え、最近和歌山県は県内の農業への影響を試算し、発表しています。本市も今後TPP発行により、大きな影響を受けると考えられますが、基幹産業である農業への影響はどのくらいになるのか。農業への具体的な支援をどう進めていくのか。特に、フルーツ関連への影響が大きく、農家の収入の激減が予想されていますが、市としてどのような対策をとって、農家の収入の減少を抑えていくのか。今後の具体的な取り組みについて、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

太田議員の御質問にお答えをいたします。

本年10月に大筋合意したTPP（環太平洋パートナーシップ協定）による県内の農林水産業への影響について、県は11月17日に対策を講じなければ年間の産出額が54億8,000万円減少するとの独自試算を発表し、特に本市の主要農産物でもあるミカン、ハッサク等カンキツ類への影響が35億7,000万円に上ると試算してございます。また、温州ミカン1.5ヘクタール、中晩柑0.5ヘクタール経営のカンキツ専作農家の例を挙げ、所得で約160万円、29%の減少になるとしています。

議員御質問の本市農産物の影響額は、農・畜産物における減少額の産出額に占める割合

を同程度と考え、また本市の平成25年農業算出額及び県が試算した懸念農産物に係ります本市の生産規模等の割合を換算し、その影響額を10億5,000万円と推測して行います。

今、国では、総合的なTPP関連政策大綱の決定を受け、農家への支援策などを盛り込んだ本年度補正予算案編成作業を進めており、農林水産業の競争強化に向けて作業効率を向上させる機械の導入や海外で競争力のある付加価値の高い農作物への転作などの財政支援策を盛り込む調整に入っております。

また、県でもTPPを乗り切る「柑橘農業の競争力強化」対策として、生産性向上による低コスト化、高品質化による価格アップ、輸出促進や6次産業化による販路拡大を3本柱として国への予算確保に向けた要望活動に加え、既存施策の再編と新施策の立ち上げの検討も進めてございまして、市といたしましてもJAと連携を密にし、本市の農業課題の解消に向け、力強く働きかけを行ってまいりたいと考えてございます。

日本農業全体が衰退傾向にある中で、また、TPP大筋行為を受け、市内農業、特に果樹農家の今後の方向性につきましては、難しい問題が山積してございますが、紀の川市農業界を牽引するすぐれた経営感覚を備えた担い手の育成・支援するとともに、さらなる高品質化と高付加価値化を推進することで、他産地との差別化を図り、安全・安心でおいしい農産物が供給できれば十分対応できると考えてございます。また、6次産業・地産地消による地域の収益力強化の取り組みも必要です。そのためにも、加工施設整備等に対する補助金の制度化も検討してまいりたいと考えてございます。

また、「フルーツ王国紀の川市」として、農業・観光両面から積極的に情報発信に努めているところではございますが、農業経営がしやすい紀の川市としてのPRもしっかり行い、多くの若い就農者が本市に定着できるよう対策を講じてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） ただいま返答をいただいたんですが、その中身について、少し再質問させていただきます。

本市は、フルーツ王国であるということを最も宣伝しながら農業を進めていると思います。しかしながら、紀の川流域全体、ひいては和歌山県全体が果樹の大産地であります。今、どの市町村も本市と同じ課題に直面しているはずです。しかも、農業就業者の平均年齢は70歳に近づく状況の中で、行政がいう生産性向上、低コスト化、そして集約的農業への移行は、短期間に進むとは考えられません。

そこで、一つの発想の転換として、それまでの移行期間の間に、今、最も人数の多い60代を中心に、やる気があり技術力を持つ就農者を結集し、地域単位にグループをつくる。また、今ある環境保全団体の協力を得るなど、これらを活用して先進的な農業経営を立案

し、農家が共同して実行していくチームを組織し、ここに行政とＪＡが連携して、強力な支援や指導をすることができないのかと考えています。そこには、生きがいとして農業を楽しんでいる就農者まで巻き込んで、その技術と知恵を集め、全体で活用する。これができれば、若い世代に農業のやりがいを伝え、引き継いでもらえる環境が少しは生まれてくるのではないかと考えています。行政としてのお考えをお聞かせください。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（自席） 太田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

昨日の船木議員の御質問でも申し上げましたが、就農者は60歳代が中心となっておりまして、地域でこうした方々が協力し合い、お互い持っている農業経営や農業知識を共有した上で、集約的な農業の取り組み、農業収益を上げていくことは、今後の地域農業の振興を図る上で大変重要な対策だと考えてございます。

現在、ＪＡ紀の里では、毎年農業を始めてまだ日の浅い方、また退職されこれから農業に真剣に取り組もうとされている方を対象に、農業塾を開校してございます。この塾は、農業の基礎知識や栽培技術を習得することを目的に、果樹・野菜を中心に栽培ポイントの伝授や作業実習、農薬の安全使用、農機具の安全対策、農業資金援助といったカリキュラムを組み、多くの希望者が殺到することで人気を博してございます。

また、出前農業塾や地区別懇談会を通じて、収益が期待できる作物への転換や契約栽培の取り組み・拡大等につきましても情報提供を行い、売れるものをつくる農業の実践と効果的な農業支援を実施していただいております。

市におきましても、こうした農業所得の拡大につながる取り組みを支援するとともに、多面的機能、支払交付金事業等で地域の中心となる農業者に対しまして、今後地域全体で集約的な農業に取り組めないかなどの働きかけをしてまいりたいと考えてございますので、議員の理解、よろしくお願いをいたします。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ありませんか。

〔太田議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君） これで、フルーツを中心とした本市農業への効果のある具体的な支援策はについてを終わります。

次に、本市の観光案内情報の発信はどう進んでいるのかについて、質問をどうぞ。

太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 次に、本市の観光案内の発信について、お聞きしたいと思います。

最近、市内の国道・県道のあちこちに、他市町村の観光案内板をよく見かけるようになっていきます。

本市の看板は、他市町村では余り見かけないのです。本市は、京奈和道、河南道路が開

通し、幹線道路の整備が進み交通量もふえ、県外、また外国からの観光客も増加する中、人や車が本市を通り過ぎてしまう状況になっていないか心配しています。

また、青洲の里が道の駅に指定されることとなり、大変喜ばしいことですが、一部には本当に人が集まってきてくれるのかと心配する声もあります。青洲の里は、京奈和道からも国道河南道路からも離れています。本市全体の観光と情報発信の拠点としていくためにも、どのようにしてここに人を呼ぶのが課題となります。最も近い紀の川東インターの活用は、どう考えているのでしょうか。

河南道路と交差する麻生津橋南詰めなどにもわかりやすい看板が欲しいものです。そして、道の駅の施設拡充はどのように進めていくのか。きのうの議員の質問と重複するところがあるのですが、このことについて、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（自席） 本市の観光案内情報の発信はどう進んでいるかといった質問にお答えをさせていただきます。

観光振興の取り組みは、産業振興や地域活性化につながるまちづくりの中核となるもので、都市との交流、市が推し進める「フルーツのまち紀の川市」づくり等にも大きな影響を及ぼす重要な施策として捉えてございます。

多くの観光客を誘客するための案内看板につきましては、以前より議員からその重要性を御指摘いただきまして、京奈和道出口など主要な箇所に設置をしております。また、そうしたことで、市内観光施設への誘導という点から効果があるというふうに考えてございます。

また、紀の川市の魅力であるフルーツを中心とした観光素材につきましては、そうした看板設置だけではなく、昨今の情報通信技術の進展に合わせ、観光協会やＪＡとも密接な連携を図りつつ、ホームページやフェイスブックなどを通じて情報発信に努めているところであります。

今後におきましても、こうした媒体をうまく活用しながら周知・ＰＲ方法につきまして検討を加え、さらに市民協働で事業展開をしております「フルーツ・ツーリズム研究会」などの取り組みも織りませ、紀の川市のさらなる魅力発信に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、道の駅に青洲の里が新規登録を受け、ここを拠点にして市内に点在する施設へ観光客を誘導する取り組みも重要であります。議員からも質問がございましたように、この青洲の里へ誘導するための看板、これにつきましては県並びに国交省のほうにも強く働きかけ、設置に向けた取り組みを現在進めているところでございます。

また、青洲の里は、青洲先生の偉業をたたえた顕彰施設でもあり、食育やピンクリボンキャンペーンの拠点施設としての位置づけも行っております。

道の駅登録申請にあたりましては、これらの要素に加え、「着地型観光」の拠点と捉え、

農業体験プログラムの提供や市内観光情報を発信する中枢施設として、またウォーキングやハイキングなどのイベント開催を通じて、「ヘルスツーリズム」の拠点として道の駅を運営していくこととしています。

道の駅登録は、単に青洲の里への来場者をふやすといったことを目的としたものではなく、地域活性化にもつながり、タイムリーな情報を旅行者に提供できる施設であることが重要でございます。そのためにも、観光案内としての人的配置、情報端末やWi-Fiの設置、観光パンフレットの充実、適切な施設管理を行うことにより、多くの利用者が訪れていただけるような施設となるよう努力を重ねてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 再質問、ありませんか。

太田君に申し上げます。発言の前には自席番号と名前、ひとつよろしく願います。

太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 再質問させていただきます。

先日、本市周辺の道の駅や物産展などを見て回ったんですが、他の市町村に比べ、本市の観光案内のパンフレットなどは少ししか置かれていない状況でした。紀の川インターの出口の交差点には、すばらしい看板が設置されましたが、車からはゆっくりと見ている時間がありません。インターネット等で、「紀の川市の観光案内所」と検索しても、はっきりした場所は出てきません。一層のこと、市役所を観光案内所と指定して、大々的に宣伝して観光客を集めたらどうでしょうか。

今、京奈和道、かつらぎ西パークイングの和歌山方面に、新しいアンテナショップが建設中で、来年3月にオープンするようです。この道の駅やアンテナショップにも本市のパンフレットを置かせてもらうとともに、他市町村と協働して紀の川流域全体の大きな観光案内看板を駐車場に設置するなど、本市の観光を大きくアピールする手だては考えていないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（自席） ただいま再質問がありましたことにつきまして、御答弁させていただきます。

観光施設、それぞれのところに市の観光パンフレットが十分配置されていないんじゃないか。それから、市役所にそうした案内の拠点というんですか、そういったものをつくってはということにつきまして、御答弁を先にさせていただきます。

めっけもん、それから先ほども申し上げましたように、青洲の里につきましては、市の重要な観光施設として捉えてございます。青洲の里につきましては、先ほども御答弁させていただきましたように、道の駅として今後観光パンフレット等の配置につきましても十分させていただくということで御答弁も申し上げましたが、それ以外のところについては非常に、議員御指摘もあったように、観光案内的なことを一生懸命しなければならないん

ですけれども、十分な対応がとれていないということで、青洲の里が道の駅になったということからも、そっから他の観光施設へうまく誘導する、またそれぞれの観光施設におきましても、パンフレット等充実させていきたいと考えてございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

それから、市役所を観光の中核と、中心とするというようなことでございますが、それも考えてはいくべきとは考えてございますが、今申し上げたように、それぞれの観光施設のところにパンフレット等充実させるということで対応をさせていただきたいと思います。

それから、2点目の道の駅、かつらぎ西へ、例えば紀の川流域全体の観光パンフレットであるとか、看板の設置というような御質問があったかというふうに思います。このことについては、紀の川流域全体の観光案内というような御質問でございます。また、広域的な取り組みでもございますので、本市が加入してございます紀の川道広域観光連絡協議会にパンフレットを置いていただく、また看板を設置していくというような取り組みを今後していきたいと思いますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ありませんか。

太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 最後、再々質問ですが、市長にお伺いしたいと思います。

本市は、農業が基幹産業であります。国内外から厳しい状況に追い込まれています。そこで、さまざまな観光案内の手段を駆使して、本市で飛び飛びになっている青洲の里やたま電車などの多くの観光地を結びつける観光事業をもっと進め、本市にさらに多くの観光客を集めることで農業も元気にしたいと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（竹村広明君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 太田議員の再質問にお答えをしたいと思います。

議員おっしゃられております基幹産業は農業であるということの中で、この農業を生かした中で、また旧5町が合併をし、その5町にはそれぞれの名所観光地等々があるわけで、なかなか今日までその結びつきといいますか、ルートといいますか、そういう案内板ができていないことも事実でありまして、これをどう結ぶことによって外から来られる皆さん方に回ってもらい、そして紀の川市を見てもらうという、これを作成していかなきゃならないなど。

その拠点に、青洲の里、道の駅にしてもらったというこれらを出発の材料とし、先ほど観光案内の拠点を市役所にとということもございましたが、それも含める中で、今後いろいろとそのルートづくり、また一人でも多くの皆さん方に紀の川市へお越しをいただけるような皆さん方に相談をさせていただきながら、完璧とはなかなかいかんと思いますけれども、毎年いろいろと考えていく中で、最善のルートとなり、また案内板ができる、パンフレットもできる、そういう方向で進めていけたらと、そう思っておりますので、議員各位にも、また市民の皆さん方にも協力をいただいて、そして一人でも多くの皆さん方が来て

いただけるということは紀の川市の発展につながることで、そう思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 以上で、太田加寿也君の一般質問を終わります。

○議長（竹村広明君） 次に、9番 榎本喜之君の一般質問を許可いたします。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（質問席） おはようございます。

議長の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、人事評価制度について、職員の人事評価についてお尋ねをいたします。

住民が主役という意識のもとに、住民サービスの向上に資する有能な職員集団を創設することが目的であり、従来の年功序列型から能力・実績への移行をするものだと考えています。来年度より本格導入だと聞いていますが、今までの試行期間はどれぐらいか。また、評価内容は業績評価と能力評価だけなのか、お尋ねいたします。

また、評価により、人事や給与等に反映がされると思いますが、その評価は相対評価なのか、絶対評価なのか、お尋ねをいたします。

客観的で公平性のある評価のための方法は一体どうするのか、お尋ねをいたします。

平成19年1月に、紀の川市人材育成基本方針を決めています。その中に、「昇任・昇格について試験制度を導入する」と書いてありますが、現在も導入されていないのでしょうか。今後、導入してくのか、お尋ねをいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、榎本議員の人事評価制度についての御質問にお答えをさせていただきます。

人事評価制度導入の趣旨・目的等については、議員おっしゃるとおり、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るというものでございます。

業績評価などは公務員になじまないといった声もございますが、人事評価をせずに職員一律に昇給や勤勉手当を支給することについては違法であるという裁判事例もあり、地方公務員法等の改正で、平成28年4月1日から人事評価の本格導入が義務づけられたところであります。

本制度の導入にあたって、特に留意しなければならないことは、本制度が職員間の処遇に差をつけることを目的とするのではなく、目標設定や評価結果を面談等で十分に話し合う機会をつくることで、職員間のコミュニケーションをより充実させ、仕事に対する向上心や意欲を高めてもらうことが一番の狙いであり、そうなれば機能的な組織へと変革し、ひいては住民サービスの向上へとつながるものと考えております。

当市では、平成20年度から能力評価を、本年度から業績評価による人事評価の試行を

してございますが、この二つの評価に基づいて、平成28年度から本格導入を考えております。基本的には、絶対評価で実施をいたしますが、大きな財政負担を招かないよう、それに重ねた相対評価の運用も検討しているところでございます。

議員おっしゃる客観的で公平性のある評価のための方法については、絶えず研修、検証を重ねていくことで、制度に対する統一的目的を持てるよう努力していかなければならないと考え、具体的な手法としては、一次評価、二次評価、調整ということで重層的な仕組みを構築することで、それらを担保していきたいと考えております。

また、平成19年に策定した人材育成基本方針に掲げている試験制度の導入についてですが、現状としましては、人事評価制度の成熟度を見きわめながら、今後、人事評価制度との併用も視野に検討してまいりたいと考えております。

最後に、細部にわたる制度設計でございますが、現在に至るまで何度も協議を重ねる中で、最終の詰めの段階に来ておる状況でございます。新年度から業績評価と能力評価の二本立てで本格実施をいたしますが、業績評価は目標に対する達成度で、能力評価は取り組み姿勢や考察力・行動力等で評価を実施します。

人事評価の最終目標は、人材育成基本方針に示されている職員像に近づくこと、さらには市民のための機能的な市役所になることでもありますので、徐々にでも制度を成熟させていき、確実に効果が出ていると言われるよう努めてまいりたいと考えますので、御理解をお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（質問席） 再質問をさせていただきます。

基本方針には、求められる職員像として責任感と協調性を持って目標を達成できる職員、効率性を意識した経営感覚を持つ職員、市民に信頼される職員、みずから考え・行動し、チャレンジする職員とあります。答弁の中にあつた公務員になじまないというところもあるのではということとは、私も認識をしております。一体、何が評価されるべき職務遂行能力なのかということが考えられる職場も存在します。

人によって差が出にくい項目を使って評価制度をつくると、結果はほぼ横並びになり、評価自体がただ面倒くさいものとなり、かえってモチベーションの低下になるのではないということも考えられます。チャレンジする職員というのも積極性をどう評価するかなど、評価制度をつくっていくことは大変難しいことであると思います。積極性の評価として考えられるスキルアップには、資格の取得などもあると思います。資格取得に応じた評価は導入するのですか。

また、公務員としてオールマイティーな職員が求められているのもわかりませんが、多様化する住民ニーズに応え、サービスを提供していけるようにしていくには、ある程度エキスパートな職員も必要ではないでしょうか。そうすることによって、組織全体がスキルアップし、住民にとってよりよい組織となるのではと考えます。評価は、今までも行ってきた

ているでしょうが、処遇への活用やフィードバックがなければ、人事評価制度は慣例化するだけではないでしょうか。

再質問です。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 再質問にお答えをいたします。

まず、資格取得者の人事評価についてでございますが、本年度から毎年全職員を対象に実施している自己申告書の様式に、資格等取得状況の記載欄を設けたところでございます。これらの資格取得状況も、人事評価制度に反映させることが今後の人材育成につながるものとして、具体的には資格を持っていること自体に評価はできませんが、資格を生かして業務運営に効果を上げるとともに、職務としての必要性から新規に取得する姿勢等については、積極性・向上心、また知識・技能という評価項目において的確な評価を行っていきたいと考えております。

二つ目のエキスパートな職員の育成について、お答えをさせていただきます。

現在の人事異動における異動期間については、紀の川市人材育成方針に基づき、原則3年から5年と比較的短い期間に各部署を経験させ、将来管理職として仕事を行うための形式の取得を目指しております。

しかしながら、合併後、専門領域が深くなり、より専門的な職務遂行能力が求められていること、加えて中央分権のもと、自己決定による課題解決の役割が強く求められていること、さらに自己申告書の中で職員が意向して少なからずエキスパートを目指す傾向にあることなどの理由により、一定の年代にゼネラリスト、エキスパート、スペシャリストの選択ができるような人事制度の構築も今後の課題と考えております。

三つ目の人事評価後の職員の処遇、フィードバックについてでございますが、先ほど御答弁しましたとおり、人事評価制度は処遇に差をつけるのが目的ではありませんが、能力評価や業績評価の結果として、昇給や勤勉手当等への反映も念頭に置いている制度でございます。

また、評価結果のフィードバックにつきましても、評価者である管理者から指導育成という観点で部下へのフィードバックを行い、職員の能力向上につなげていく制度ですので、実効性がある制度にしていきたいと考えております。御理解、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ありませんか。

以上で、榎本喜之君の一般質問を終わります。

---

○議長（竹村広明君） 次に、18番 上野 健君の一般質問を許可します。

18番 上野 健君。

○18番（上野 健君）（質問席） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、私は行政改革について一般質問を行います。

1回目は、2点について、企画部長に質問をいたします。

その1点目であります。本年の4月より行政改革の一環として、総務部が所管を置いておりました財政部門を企画部に移管をいたしました。企画部は、その担当をするということでスタートをしております。

私は、企画部は市の将来に向けたまちづくりに企画や立案をして、政策に大きなことにかかわっていく部署だと私は思っております。そこに、財政部門を持ってくるということは、それが足かせにならないかという懸念をしたわけでありますけれども、8カ月を過ぎて、今どのような形でそれが遂行されてメリットが生まれているのか、もしメリットがあるのであれば、それはどのように生かされているのか、その点について答弁を求めます。

2点目は、長期総合計画の策定についてであります。

第1次長期総合計画は、平成20年に策定をされまして、この平成29年が終了ということになっていきます。平成29年に終了ということは、もう今から構想にかかっているわけであると思うんですけども、今までは1次の長期総合計画の見直し、また検討などを重ねてきたと思うんです。

そして、後期基本計画も審議されました。従来の策定方法と今回はどのような相違点を持ってされておるのか。そして、何か新しい構想のもとで考えておられるのか、その点について答弁を願いたいと思います。

以上、その2点について、1回目の質問といたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 上野議員の御質問にお答えいたします。

まず、財政課を企画部に移管した理由とそのメリットについてでございますが、本年4月1日に、行政組織機構改革の一つとしまして、財政部門を所管しております総務部財政課を企画部に移管し、それと同時に総務課が所管しておりました行政改革部門を企画調整課に移管しております。

このことによりまして、アクセルとも言えるべき政策、あるいは事業の実施と、ブレーキとも言えるべき財政運営の両輪がより密接に連携し合いながら機能することで、財源の裏づけに基づく政策決定、あるいは事業計画の策定がより迅速・円滑に行えるということが大きな理由であり、最大のメリットと考えております。

このメリットを最大限生かすことで、費用対効果の高い事業を優先順に実施することが可能となり、また行財政改革の面からも、財政計画の収支見通しに基づく持続可能な財政運営を目指した効果的な行財政改革を実施することができるものと考えております。

次に、長期総合計画の策定についてでございますが、現行の第1次長期総合計画の計画期間が、平成29年度をもって満了するため、平成27年度から平成29年度にかけて第

2次長期総合計画の策定を予定しております。

第2次長期総合計画策定に際しましては、計画を策定することがゴールではなく、策定し活用することを目的としております。具体的には、総合計画の策定とあわせて計画を確実かつ円滑に遂行するため、行政評価による進行管理を実施し、さらに財政計画と組織・人事、行財政改革と、これを連動させた「行政経営システム」を構築することで、「財源」、「人員」に裏づけされた健全で持続可能な行財政運営の確立を目指してまいりたいと考えております。

○議長（竹村広明君） 再質問、ありませんか。

18番 上野 健君。

○18番（上野 健君）（質問席） 再質問を行います。

今、企画部長から答弁をいただきました。1点目の答弁についてでありますけれども、今、事業計画が迅速で円滑に、また効果的に実施をできているということであります。これは、本当に大変喜ばしいことであって思うんですけれども、まだ8カ月という期間だけでありますので、今後まだまだ見守っていかなければならないという気がいたします。これについては、もう答弁は結構でございます。

2点目についての長期総合計画の策定については、再質問をさせていただきます。

企画部長の答弁の中にあった行政経営システムの構築を新しい目玉としていくということであるということであります。新しいそういう試みは大変評価できるものであると思うんですけれども、しかし、基本的には各部署が連携による意見の集約、また市民の意見の反映がこれは大事であると思います。

そこで、各部署の連携についてでありますけれども、市民の皆さんが市役所に来て、あちこちの部署へ回らなければならないということが非常に困ると、難儀であるという声も聞いております。それで、1カ所でなるべく対応できないものかと、いわゆるワンストップということでもありますけれども、これも各部署が非常に密に連携をすることで解消できるのではないかと、そのように思っておりますので、これからはそのようなことについても検討していただきたいと思います。

それから、長期総合計画への策定の意見の集約であります。これは、各部署からの意見の集約も物すごい大事なものであると思います。例えば、今回の条例の改正の提案がございます。議会の議決事項として各部署からの計画や構想を基本構想の策定に取り入れるという思いがあります。これは、今回の後の多分これは総務常任委員会であると思うんですけれども、審議されると思うので、これについては答弁はいりませんけれども。

しかし、各部署からの多くの意見や計画、構想が上がってくるわけですね、たくさん。その中には、本当にすばらしい考えや計画があるわけでありまして。それを無駄にしないで、総合計画の中に取り入れて反映していただきたいと、そういうことを企画部がどのように取り組んでいくのか、そういう点について答弁を願います。

もう一つは、市民の意見の反映であります。

平成25年に策定されました後期基本計画、これは25年に策定されましたので、審議されたのは23年8月ごろだと思うんです。これは、私は委員として参加をいたしました。そのときに、行政報告の中でのことなんですけど、コンサルの報告が大半を占めてた。コンサルの報告が多いために、委員の方々からの意見が余り出にくかったというのが感じております。私も観光の件について質問をした、意見を出したというのは覚えておりますけど、意見が少なかったんです。コンサルに依頼するというなら、別に悪いことではないんですけども、もっともっと市民の真の声を聞くということが必要ではないかなと思います。

紀の川市には、たくさんのNPO法人をはじめ、各種団体があるわけでありまして。その意見を総合計画に反映してもらいたい。それで、企画はどのようにそういうことについて取り組んでいくのかということを答弁を願いたいと思ひまして、再質問といたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 再質問にお答えいたします。

総合計画を策定する上で留意すべき点は、課題を的確に把握し、課題解決のために取り組みを次期計画に反映させることと考えております。

そのためには、各部署との連携は重要であり、若手職員を中心としたプロジェクトチームや各部署から選出した職員で構成する専門部会を組織し、現行の計画における施策・事業の分析と課題解決のための取り組みの検討を実施していきたいと考えております。

次に、市民ニーズの複雑化や生活様式の多様化などに伴い、市民の意見を総合計画に反映させることが大きな課題でありますので、市民・有識者による諮問機関の設置、市民アンケート、市民インタビューによる意識調査をはじめ、複数の市民が話し合い、意見を出し合うワークショップの開催、パブリックコメントの実施などにより、多くの市民の御意見を総合計画策定に反映させてまいりたいと考えております。

前回、議員おっしゃられたように、コンサルの意見もあったんですけども、今回、基本的にはコンサルのノウハウも活用しながら、それと同時に若手職員、それから職員の知恵、それから市民の方の御意見、それを十分反映できる計画にさせてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ありませんか。

18番 上野 健君。

○18番（上野 健君）（質問席） 今、企画部長の答弁をいただきました。再々質問があります。最後になりますので、市長に答弁を願いたいと思ひます。

今まで長期総合計画をもとに、まちづくりを奨励してきたわけでありましてけれども、市長は以前から、各地区において地区懇談会、またいろんな立場で市民との交流を重ねてられました。その市民の意見を取り入れて、そしてそれを反映してきたことは、私たちも

承知の事実であります。

その中で、第1次紀の川市長期総合計画の中にあるんですけれども、一番初めに基本構想として出てくるのは、「協働によるまちづくり」ということであります。この協働というのは、協力の「協」に「働く」と書く、御存じのとおりなんですけれども、協働とは市民と行政がともに力を合わせてまちづくりをしていくということでもあります。

市長、この協働ということを基本構想としてこれられたと思います。これからの市のまちづくりに、もう29年来ると第2次長期総合計画始まるわけでありますけども、10年先、またその先を見据えた将来の展望について、市長どのような構想で考えておられるのか、それをお聞きをして、再々質問いたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 上野議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

市の将来像につきましては、先ほどから企画部長が答弁したとおりであります。このこの「基本構想」部分については、市民の皆さんと行政が共有する本市を目指すべき将来像を明確にした上で、その実現すべく紀の川市の状態をより具体的にした「まちづくりのビジョン」であることから、市民の皆様をはじめ、市議会議員の皆さんの御意見をいただき、策定することで力を合わせて、ともに参加し行動する「協働のまちづくり」をしたいと考えております。

ただ、5年、10年基本構想等時代もいろいろと変化してまいります。それをいろいろと対応しながら、いいまちにしていける、そういう基本構想にしていけたらと、そう思っております。御理解いただきたいと思います。

○議長（竹村広明君） 以上で、上野 健君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時24分）

---

（再開 午前10時40分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

---

○議長（竹村広明君） 次に、5番 仲谷妙子君の一般質問を許可いたします。

5番 仲谷妙子君。

はじめに、ラジオ体操に対する取り組みについての質問をどうぞ。

○5番（仲谷妙子君）（質問席） ただいま議長から許可が出ましたので、通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、はじめに、ラジオ体操の取り組みについて伺います。

日常的に介護を必要としないで充実した生活ができるためには、運動器を長もちさせ、

健康寿命を延ばしていくことが必要とされています。紀の川市の長期総合計画において、「すこやかで、感性豊かな人が育つまち」を目指し、健康づくりの支援や介護予防の推進に取り組んでいるところですが、和歌山県では運動習慣の定着を図り、新たな交流を生み出すツールとして、ラジオ体操に着眼し普及に取り組んでおります。

ラジオ体操は、健康の保持増進であることは言うまでもありませんが、交流の場としても効果も大きいことが調査から明らかになっております。皆さんも御存じのとおり、ラジオ体操は昭和3年に、国民の健康の維持増進を目的として制定され、国民健康体操の名称で始められ、「ラジオ体操」として全国に定着してまいりました。

紀の川市のラジオ体操に対する取り組みの状況について、お尋ねします。

まず、1点目に、私たちの子どものときは、学校の朝礼のときに最後にラジオ体操をして終わったものです。今、小学生が夏休みに早起きをしてラジオ体操している姿が見かけなくなりました。それで、学校でどのような指導をされていますか。

次、2点目に、地域や団体での取り組み、働き世代のスポーツの実施率を上げる、親子世代間の交流の促進を図る、市民健康増進を図るなどいろいろな県では取り組んでいるようですが、市はどのように取り組んでいるのか。

この2点について、執行部から答弁いただきたいと思います。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 仲谷議員御質問のラジオ体操に対する取り組みについて、答弁をさせていただきます。

まず、学校での取り組みについてでございますが、児童・生徒にラジオ体操の目的や正確な動作を年齢に応じた指導を徹底するため、昨年度から2年続けてNHKラジオ体操の講師をお迎えし、市内小・中学校の教員対象に研修会を行っております。

特に、今年度は、全ての小学校教員と中学校体育教員に対して研修を行い、正しいラジオ体操を細部にわたり詳細に指導いただきました。その成果もあり、運動会での児童・生徒のラジオ体操は正しく体を動かせるようになり、研修の成果が出ているものと考えております。

それから、夏季休業中の小学校のラジオ体操の実施状況でございますが、各学校により、実施日数、実施会場数、指導者、主催等はそれぞれ異なっております。過去にあったように、地区別で実施しているところや、自宅・各家庭で実施しているところもございます。

また、取り組みも、子ども会やPTA単独、あるいは学校との共催で実施しているところなど、さまざまな形態が存在いたします。加えて、保護者から、昨今の社会情勢の悪化により、実施場所や道中における事件・事故への遭遇を危惧する意見が出て、実施を取りやめた学校もございます。

夏季休業中のラジオ体操の実施については、各学校、各地域、家庭の状況から、それぞれに応じた取り組み方で、工夫を凝らしながら実施している状況でありますので、御理解

を賜りたいと思います。

教育委員会といたしましては、今後とも的確なラジオ体操の指導に向けた研修を実施してまいりたいと考えております。

次に、働き世代のラジオ体操の普及について、答弁をさせていただきます。

ラジオ体操は、ふだんの生活では使用しない筋肉や関節・骨に影響を与え、全身の400種類以上の筋肉を刺激することによって、健康づくりに手軽に取り組めるエクササイズであると考えられており、スポーツフェスティバルや体力テストの開催時に、和歌山県教育庁スポーツ課職員やラジオ体操指導員資格取得者による「正しいラジオ体操」の指導・普及に取り組んでいるところでございます。

また、スポーツ推進委員が開催する各種教室においてもラジオ体操を取り入れ、市民の健康増進や運動習慣づくりを進めており、今後も地域コミュニティ形成や活性化につなげるための啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（竹村広明君） 再質問、ありませんか。

5番 仲谷妙子君。

○5番（仲谷妙子君）（質問席） ただいま担当部長から、ラジオ体操の取り組み状況等について答弁いただきましたが、ラジオ体操はいつでも・どこでも・誰でもできます。ポイントを押さえれば、正しく行えば、美容や脂肪燃焼、肩こり改善などが期待されております。身近な場所で、習慣づければ市民の健康増進を図ることはもとより、健康寿命の現実にも寄与すると思います。

今後、紀の川市が中心となって、ラジオ体操の積極的な普及と周知をすることにより、医療の削減にも結びつけることができると思います。今後、積極的な取り組みと医療費の削減についてのお考えがあるのか、その点について答弁いただきたいと思います。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

学校では、発達段階や時期に応じて、ラジオ体操だけでなく、さまざまな運動を取り入れ実践しているところでございます。教育委員会といたしましては、先ほど答弁をいたしましたように、ラジオ体操をより効果的に活用するには、体を動かす機会をつくるだけではなく、より正確なラジオ体操を年齢に応じて指導徹底する必要があると考えておりますので、その研修を重ねた上で、機会をふやしていく必要があろうかと考えてございます。

また、生涯スポーツにおけるラジオ体操の普及につきましても、まずは地域のリーダーたる方々に積極的に取り入れていただいて啓発を進める、その上で、先ほど質問の中でありましたように、医療費の削減とか、そういったところまで進んでいくんではないだろうかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ありませんか。

〔仲谷議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君） これで、ラジオ体操に対する取り組みについての質問を終わります。

次に、通学路の安全対策についての質問をどうぞ。

5番 仲谷妙子君。

○5番（仲谷妙子君）（質問席） 次に、通学路の安全対策について、お伺いいたします。この質問は、同僚議員さんもよく質問されていると思うんですけども、私の見た目の感性で言わせていただきます。

国道、県道、見通しの悪い交差点に信号機がなく、危険なところがただたくさんあると思います。特に、私がいつも気になっているところがありますので、ちょっとそれを言わせていただきます。

それは、国道424号線、桃山町最上の「喫茶もく」の交差点です。この交差点は、信号機もなく、児童・生徒にとって非常に危険な交差点で、特に朝夕の通勤時間帯では、交通量も非常に多く、見通しのきかないカーブから猛スピードで車が迫ってくることも、交差点を通学路に指定されております。

まず、1点目に、子どもの安全確保のため、信号機の設置等要望を行ったところですが、その後の対応についてどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

次に、2点目として、通学路内の側溝に鉄板を敷いた区間を見かけます。雨や雪の日には大変滑りやすくなり、転倒や滑りやすい危険な状態でありますので、側溝に鉄板を敷いた区間の安全対策はどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

次に、3点目、特に雨や雪のときに、車による水はねや泥はねをよけることができなく、ずぶぬれで登校する子どもをよく見かけます。地域の見守りやそのようなドライバーへの行政での指導や啓発について、お尋ねしたいと思います。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 仲谷議員御質問の通学路の安全対策について、教育委員会における取り組みについて、答弁をさせていただきます。

通学路の安全対策につきましては、本年6月、9月の定例市議会一般質問において御質問がございました。答弁の内容が、一部重複いたしますことを御了承いただきたいと思います。

教育委員会では、通学路の安全の確保をするために、小・中学校ごとに定期的な通学路の合同点検を2年に1回、実施いたしております。

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所については、国土交通省和歌山河川国道事務所、那賀振興局建設部、岩出警察署、学校・PTA代表者、それに紀の川市関係部署で構成する「紀の川市通学路安全推進会議」のメンバーが現場に出向いて、必要箇所に

応じた具体的な実施メニューを検討し、事業実施に向けて円滑に進むように関係機関で連携を図ることといたしてございます。

また、種々の問題について、対策が難しい箇所については、推進会議で代替案を検討・協議するとともに、改善された箇所について、実際に期待した効果が上がっているかについて、把握も実施いたします。

さらに、年度末における対策箇所の進捗状況を確認し、今後の対策を協議することで、さらなる安全の確保に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（竹村広明君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 通学路の安全対策についての御質問で、1点目の子供たちの安全確保のための信号機の設置について、御答弁申し上げます。

信号機のない横断歩道交差点等の安全対策につきましては、先ほど教育部長が答弁いたしましたように、通学路安全点検により対策が必要と判断された箇所については、児童・生徒の安全を最優先して取り組んでございますが、ハード対策が困難な場合はソフト対策を検討いただくなど、通学路の安全対策を推進しているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

先ほど、御指摘がございました国道424号の最上の交差点でございますが、この交差点につきましては信号がなく、以前から要望もありましたように、数年前ですけれども、警察とか、市の担当教育なり建設、そしてまた県のほうの担当も立ち会いの上で、いろいろ協議をいただいたわけなんですけれども、その段階では、現時点では市の設置は困難だというふうな判断がなされてございます。

その対応といたしましては、現在、先ほど申し上げましたように、ソフト対策という形で、ルート変更が多分できないということで、横断歩道がございますので、そこに地域の皆様の御協力を得まして、横断の際に横断旗を持って安全を見守っていただいているという状況でございますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、2点目の道路側溝に鉄板を敷いた区間の安全対策でございますが、市内では、道路から民有地等への乗り入れのために、旧町時代から道路側溝に鉄板が敷設されている箇所がございます。議員御指摘のように、雨などの日には自転車や歩行者が滑りやすく危険という状況がございます。鉄板が敷設された経緯については不明瞭な箇所が大半であり、対応に苦慮しているのが現状でございますが、通学路安全点検や地元要望などで一定区間をコンクリートふた等により整備することで、安全性が向上すると認められる場合は対処してまいりたいと考えてございます。

次に、3点目の通学路の車による水はねの件でございますが、道路にできたへこみやわだち等による水はねにつきましては、道路交通法にも該当する行為であり、ドライバーのモラルに期待するところではございますが、道路管理者の立場として、全ての水たまりをなくすということは困難でございますが、水たまりが大きい・深いなどといった場合は、

路面補修等を行い、また国・県にも要望しながら交通の安全性向上と道路環境の保全を行っているところでございます。

○議長（竹村広明君） 危機管理部長 上山和彦君。

○危機管理部長（上山和彦君）（登壇） それでは、仲谷議員の御質問で、通学路の安全対策についての3点目の地域の見守りやドライバーへの運転マナー指導・啓発について、御答弁申し上げます。

まず、「地域の見守り」につきましては、交通指導員や地域スクールサポーターのほか、一般住民の皆様方々に御協力をいただきまして、毎月1日、15日など、特にそのほか行事や事件等発生時には、児童・生徒通学・下校時間帯に街頭指導を行っていただき、子どもの安全な通学はもちろん、交通マナーの意識づけに積極的に活動をしていただいているところでございます。

次に、「交通安全等の指導・啓発」につきましては、紀の川市と岩出市の交通安全母の会及び交通指導員会の代表の皆様方で組織していただきまして交通安全推進連絡協議会をはじめ、各関係団体等の御協力のもと、岩出警察とともに、ドライバーの運転マナー向上と子供や交通弱者を交通事故から守ることを目的に、交通安全啓発活動を毎年5回から6回程度継続的に実施してございます。

また、高齢化社会の進展に伴いまして、増加する高齢者の交通事故の防止と交通安全思想の醸成などを目的に、平成19年度から市内の65歳以上の方々を対象に、毎年20人以上の入校者がございます紀の川市交通大学を開催し、4月の開校から翌年2月の修了まで、交通安全講話、運転実技シミュレーション機器体験、また技能訓練など幾つかのカリキュラムを通して、交通事故防止、安全対策及び運転マナーの向上の推進にも努めているところでございます。

今後も、子供や高齢者に対する思いやりのある運転や、交通安全意識の向上を目的に啓発活動に努めてまいりますので、仲谷議員におかれましても、今までと同様、引き続き御尽力、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 再質問、ありませんか。

5番 仲谷妙子君。

○5番（仲谷妙子君）（質問席） ただいま担当部長からの通学路の安全確保について答弁いただきましたが、国道ということなのでなかなか難しい、そういった点もありますが、しかし、子どもたちの安全確保が一番でありますので、やはり早急に安全確保の対応について、今後地域や学校と連携しながら見守り活動や啓発活動など、引き続き児童の安全確保を図っていただきたいと思いますと考えますが、再度お尋ねします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

ただいま建設部長並びに危機管理部長が答弁をいたしましたとおり、通学路の安全確保

については、いろいろ問題等のあるところがまだ数多く残ってございます。

私の答弁でも申し上げましたとおり、2年に1回安全点検を実施して、その中でやはり難しいところについては、先ほど申し上げましたとおり、代替案というのも考えて安全確保に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（竹村広明君） 国道の件について、建設部長は言えるかな。

仲谷妙子君にお伝えいたします。答弁は誰に、どのような答弁を求められていますか。

○5番（仲谷妙子君）（質問席） 建設部長にお願いしたいです。国道というのは、本当に大変だと思うんやけども、それをまた、何か。

○議長（竹村広明君） 国道は大変だけども、もうちょっとその辺の安全対策について御答弁願います。

建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（自席） 今の御指摘のございました国道のところに横断歩道といいますが、信号機の設置ということでございますが、信号機の設置となりますと、一般の方、もしくは通学路ということで、児童の横断の人数等にもかかわってくるところではございますけれども、先ほど申し上げましたハード面ということに関しましては、ただ信号機を設置するということだけでなく、見通しとか、その辺のこともかかわってございますので、また再度、建設のほうから国なり県の道路管理者のほうにも要望を上げまして、その辺のことは対策をまた協議いたしたいと思っておりますので、今のところ、ハード対策としてどういうふうにやっていくという具体的な案はございませんので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ありませんか。

〔仲谷議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君） 以上で、仲谷妙子君の一般質問を終わります。

---

○議長（竹村広明君） 次に、19番 石井 仁君の一般質問を許可いたします。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 議長の許可を得て、一般質問を行います。

質問に入る前に、議長にお伺いをしたいんですけれども、今回の質問で触れる国保の加入者の状況について資料をつくりました。資料の配付をお認めいただけませんか。

○議長（竹村広明君） 資料の配付を認めます。

資料の配付、よろしくお願いします。

〔資料の配付〕

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

続きまして、19番 石井 仁君の質問を続けてください。

○19番（石井 仁君）（質問席） 改めまして、議長の許可を得まして一般質問を行い

ます。

今回は、前回の9月議会に続きまして、国民健康保険事業について質問をいたします。

9月議会では、国保の都道府県単位化が3年後の平成30年に行われるという制度改正を受けて、市民のうち約2万人が加入する国保事業の保険者としての役割や責任を問いました。また、来年度以降の国保税の税率改正について、加入者負担をこれ以上ふやしているのかという立場から質問を行いました。

県単位化に対しては、事業を行う保険者として、今後も市民サービスの向上に努めてまいりたい。市独自の保険税の減免など、きめ細かい事業を引き続き実施していくと、市民部長は答えられました。県単位化後の国保事業を見通して、引き続き保険者としての自覚を表明したものとして評価したい答弁でありました。

国保税の引き上げについても、市長から、一般会計からの独自繰り入れについては明言を避けられましたが、できるだけ市民の皆さん方に負担を大きく上げずにやっていけるように努力をさせていただくと、努力の表明がありました。こちらの答弁も、その後、新たな国保会計の見通しが示されて、いよいよ国保税率を上げなければやっていけないという状況がはっきりしてくる中で、ますます大事な認識を示した答弁だったと思っています。

今回、続けて国保事業について質問をすることにしたのは、9月議会の時点で示された国保会計の収支不足の見通しが、現時点でさらに深刻になってきているからであります。

具体的に言いますと、11月にそれぞれ開かれた厚生常任委員会と国保の運営協議会で、執行部から提出された27年度決算見込み資料によれば、今年度5億2,000万円の収支不足となり、単年度収支では6億5,000万円の赤字となる見通しが示されました。

これは、9月議会で提出された国保会計の1号補正予算、また一般質問で市民部長が示した収支不足の見込み額と比べても、さらに大きな数字となっています。9月議会の時点では、国保会計は単年度収支では、およそ1億2,000万円の赤字になる見通しが補正予算で示されましたが、それでも1,000万円の基金を残す予算組みでした。一般質問では、部長からは、およそ2億円の収支不足になる見通しが示され、それを税で埋めるなら、1人当たり1万円ぐらいの引き上げという、あの時点での見込みが示されました。9月の時点で想定できた国保税の上げ幅は、年間1人当たり1万円という水準で、それを前提にした質問の中で、先ほど振り返りました、市長の「できるだけ負担を大きく上げずにやっていく努力をする」という答弁があったわけです。

ところが、11月に出された資料では、先ほど言いましたが、国保基金を使い切っても5億2,000万円の収支不足、単年度では6億5,000万円の赤字になるという見込みが示されました。この数字を見たときに、正直驚きましたし、なぜここまで収支不足になるのかという疑問、これを国保税でカバーするとどれだけの負担増になるのか。2万円の加入者でカバーするなら、単純計算で1人当たり年間3万円の値上げになってしまうのか。紀の川市の場合、年間の国保税収が17億円から16億円ぐらいで推移しているので、赤字分を税で埋めるなら、今よりも1.4倍の税負担とする値上げになってしまうのか。

ことしの赤字の穴埋めを含めたら、来年度以降はそれ以上の値上げになるのかと、未恐ろしい思いになったわけです。

それでも、9月の質問のときもそうでしたが、11月に新しい数字が出た後も加入者にとっての負担増を避けるにはどうしたらいいか、ずっと考えできました。市長はじめ、執行部にとっては、毎回毎回国保について質問をして、しつこいと思われるかもしれませんが、私は一緒に考えたいと思って、今回も国保事業について質問をします。おせっかいかもしれないし、厚かましいのかもしれませんが、一緒に考えて市民の健康や命、医療に直接かかわることですので、注文もしたいと思っています。

大きく4点で質問をいたします。

1点目は、国保税をさらに引き上げた場合の加入者負担に対する認識について、お聞きします。

国保税の加入者負担に対する認識については、国保事業について質問するときには、ほぼ毎回お尋ねをしてきました。今回もまずお聞きをし、後で答えをいただくわけですが、その前に現在の国保加入者の実態を整理しておきたいと思います。国保加入者の所得水準はどうなっているのか、国保の年齢構成はどうか、保険料負担は払える水準であるのか、これらのことを国保以外の被用者保険とも見比べつつ、国保加入者の状況を確認したいと思います。

資料は、ここですよということで、紹介はせずに、必要によって見ていただければというふうに思っています。直接触れずにといいですか、見ながら質問受けていただければと思います。

国保年金課に出していただいた数字です。まず、世帯数が1万914世帯、加入者数が1万9,604人です。年齢構成では、65歳以上の方が7,537人、加入者の38.4%を占めています。60歳以上の方ということになれば、52.3%となっています。平均年齢を計算しましたところ、52歳です。所得の状況は、年間の所得が33万円以下の世帯が4,331世帯、39.6%となっています。定年を迎えた方が半数を超え、所得が少ない方が多いと言えます。

一方で、国保以外の被用者保険に入られている方では、例えば、国保と同じくらい加入者数のある協会健保では、厚生労働省の平成24年度の資料によれば、加入者の平均年齢は36.4歳、65歳以上の方が5%、平均所得は242万円となっています。

保険料負担では、例えば、国保に加入する50歳代夫婦で借家住まい、所得額100万円の世帯の場合の保険税額は、法定軽減の2割軽減の対象となりますが、それでも年間15万1,700円の保険料となります。子どもがいれば均等割が、持ち家があれば資産割がさらにかかってきます。

一方で、被用者保険であれば、同じ100万円の所得では、給与総額は167万円になりますが、その場合の保険料は、和歌山の協会健保で年間9万8,412円、和歌山県の市町村職員共済組合で年間9万4,056円です。これらの被用者保険は、子どもなどの

家族があっても、持ち家があっても、保険料は変わらず、先ほどの数字ということになります。

ちなみに、先ほどの所得100万円で50歳代の夫婦二人暮らしで賃貸住宅に住まいをされているとして、この方の家計と生活保護の保護基準等を比較してみるとどうなるか。御主人が仕事をかけ持ちして家計を支えて、所得100万円分給与所得では、167万円を稼いでいる方を想定しています。結論から言えば、年収167万円の二人暮らしの方が、国保税や国民年金などの社会保険料を支払えば、生活保護基準を下回ることになります。

紀の川市の場合の生活保護の最低生活費で言えば、社会福祉課で教えていただいたんですけれども、お二人暮らしで賃貸でお住まいでという方で月額13万8,520円ということになります。仮に、これを12カ月にしますと、166万2,240円ということで、それと比べて所得100万円の方が国保税や国民年金などの社会保険料払っていけば、それを下回ってくるというケースがあるということです。

国保税の負担は、ほかの被用者保険と比べてはるかに重たくて、所得の低い世帯には生活保護基準に達する負担になる場合もある中で、紀の川市の国保税を今後さらに上げると、加入者の生活はどうなるのかと、国保税をさらに引き上げた場合の加入者負担に対する認識をお伺いいたします。

2点目は、今年度の国保会計の予算編成をどうしていくのかということです。

6億5,000万円の赤字の見通しが示された厚生常任委員会と国保の運営協議会では、その要因について医療費の伸びと国保税収の減収が上げられました。また、税率について言えば、紀の川市は平成19年度に税率改正を行って以後9年間、賦課限度額は引き上げたが、税率はそのままにしてきました。税率を据え置きながら、基金を使うことでこの間の不足を補ってきたという経緯があります。このことは、加入者の負担をできるだけ避ける措置として評価したいと思っています。それでも、疑問なのは、なぜこの状況になったのかということです。

また、今後、より厳密・正確な見通しを持って積算し、収支不足をどう埋めていくのか、加入者負担は避ける方向での編成をすべきと考えるがどうかということをお聞きいたします。

3点目は、税率改定についての市の考えについてです。

今後のスケジュールや国保運営協議会の説明、加入者向けへの周知についてお聞きをします。

また、改定作業について、どういう考えで改定作業を行うのかということをお聞きをしたいと思います。

さらに、自治体によっては、応益割の独自軽減を行うところや、子どもがたくさんいる世帯、多子世帯への所得割の軽減を行うなど、税率で負担軽減を図っているところがあります。加入者の家計や年齢構成、世帯の状況に合った税率設定や市独自の軽減制度を設けていく必要があると考えますが、どうでしょうか。

4点目は、加入者の負担を避けるために一般会計からの市独自の繰り入れをということをして、今回も提案をしたいと思います。

繰り入れについては、これまでも求めてきました。紀の川市は、子ども医療費の無料化を行うことで国庫補助金が減額されるなどの地単カット分、いわゆるペナルティー分の補填は行いつつも、国保会計が独立採算であるということで、保険税の軽減のための繰り入れは行ってきていません。

しかし、現在の収支不足を見る限り、それを加入者負担に全て求めるなら、加入者の負担は平成19年度の引き上げ割合よりもはるかに大きな引き上げとなります。これ以上の負担の引き上げは、加入者の家計を壊しかねません。

県下でも、全国でも、税負担軽減のための繰り入れを行っているところがあります。和歌山県下でも、例えば、紀美野町が一番多かったんですけども、もう繰り入れをしている金額がですね。住民課で聞いてみますと、3年ごとに見直すようにしているが、国保税を上げてそのまま負担を求めるわけにはいかないと、現場の住民課のたたき台を出して運営協議会と議会に諮って、独自繰り入れをしていると話されていました。

それぞれ国保が抱える課題というのは、各市町村でも共通するものがあります。現状に対する各自治体の判断が分かれるところです。国保は、公的医療保険の最後の砦であり、紀の川市が運営しています。市民の負担を少しでも軽くすべく緊急対応、一時的な対応であったとしても、市独自も繰り入れをすべきと考えますが、どうでしょうか。

1回目の質問です。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） それでは、石井議員の一般質問にお答えいたします。

国民健康保険は、被用者保険等と比較して、被保険者1人当たりの医療費が非常に高く、各保険者と比較して、1人当たりの保険料の負担割合は一番高い割合となっているにもかかわらず、1人当たりの平均所得はかなり低い状況であり、これは長期にわたる景気低迷による収入の減少や加入者の高齢化が主な要因であると認識しております。

国民健康保険は、国・県・市等からの定率による補助金と被保険者の方々に納めていただく国保税を主な財源として、国保事業運営を行っているところでございます。

国保の財政運営は、独立採算制を原則としているため、医療費やその他の給付等に必要な事業費用は、国・県・市等の補助金以外は被保険者の方々に納めていただく国保税で不足分を補うことになり、医療費等が増大したときは、国保税の上昇に直結するという構造になってございます。

しかしながら、国保加入者の所得状況を勘案すると、国保税の引き上げについては慎重な対応が必要であると十分理解しており、平成19年度に税率改定をして以来、今日に至っていますが、国民健康保険事業の財政状況を鑑みますと、運営上、税率の引き上げは避

けては通れない状況でございます。

2点目の今年度の国保事業特別会計の決算見込みについては、歳入において、景気低迷による国保税収の減少、前期高齢者交付金の減少、国保連合会の示した共同事業交付金の歳入不足、歳出においては、医療費の増加等により議員御指摘のとおり、非常に厳しい状況であります。決算の処理については、今後の医療費の給付状況等を慎重に見きわめる必要がございますが、決算処理に伴う赤字分の補填については、一般会計からの繰り入れ、貸し付け、また国保特別会計の繰上充用の方法から、どの方法が加入者、また市にとって一番有効であるのかを十分精査して進める必要があると考えております。

3点目の税率改定については、現在、28年度の予算を積算していますが、27年度の医療費の伸び率の状況を見きわめ、歳入確保に向けて税率の改定を実施していきたいと考えてございます。来年1月には、紀の川市国民健康保険運営協議会に税率改定に向けて、1人当たりの見込み金額等について諮問させていただき、答申をいただいた後、税率改定を見込んだ28年度国民健康保険事業特別会計予算案とともに、国保税条例改正案を平成28年第1回定例会に上程する予定であります。承認をいただいた後に、4月の広報誌において、まず1人当たりの国保税の目安について周知し、さらに5月、6月の広報誌とあわせてHPにおいて国保税率について被保険者の周知を予定しております。

また、税率改定にあたり、賦課方式については、現行の4方式、所得割・資産割・均等割・平等割を採用し、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれの割合については、標準割合に近づけていけるように考えてございます。

議員御提言の市独自の国保税の軽減制度の実施については、現時点での財政運営では難しいと考えているところでございます。

4点目の税率改定に伴う被保険者の負担緩和のための一般会計からの法定外繰り入れについては、政策的な判断が必要であると考えているところでございますが、今後の検討課題にしたいと思いますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 再質問、ありませんか。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 答弁をいただきました。

まず、国保加入者の負担についての認識では、国保加入者の所得を見たときに、引き上げは慎重な対応が必要であるということを言われました。十分理解しているとも、部長つけて言われていました。前回も、部長も各国保以外の保険者の負担割合も引きながら、決して安価な保険税であるとは認識してごさいませんというふうに部長答えられていまして、その認識を持って今の国保事業の、特に会計の今の状況に対する対応に当たっていただきたいというふうに思っています。

ことしの会計をどう決算処理するかということについては、一般会計からの繰り入れをする、もしくは貸し付けをする、繰上充用を行うという方法の中で、加入者と市民に一番有効な方法をとるということを検討していきたいということだったと思います。ことしの会

計をどう処理するか、つくっていくかということは、来年度以降の税率にも直結することになりますので、十分精査したいというふうに部長言われましたけれども、ぜひ見きわめをやっていただきたいというふうに思います。

3点目で言いますと、国保税の軽減制度の実施をということで言わせていただきました。いろいろ調べてみますと、法定軽減に上乘せをする自治体もありますし、子どもが多い世帯には所得割のほうで税率を引き下げるというふうな形で、国保加入者の税負担を軽減しているところがあります。

今、質問しまして、現時点の財政運営では難しいということを言われました。社会保障制度であるにもかかわらず、ほかの保険と比べても倍近い負担になったり、もしくは保険税を払えば生活保護基準を下回ってくるというふうな事態になってしまうようなのが、今の国保なんですね。これは、ほかの被用者保険と比べれば、国保がすごく冷遇をされていると、国保に加入されている方を冷遇しているというふうに思います。

国保に加入されている方は、国保をみずから選んで加入しているわけではなくて、ほかの被用者保険に入れないから国民健康保険に入っていると。国民皆保険制度の日本にあっては、国保は強制加入の保険ということで、絶対に入らなければならない最後の保険ということになります。

保険者を選ぶことができない方が、紀の川市では1万9,604人ですか、いらっしゃるということですので、ここの負担をどう軽くしていくかということは、今の会計の状況をどうするかということとあわせて考えていかなければならないというふうに思います。

再質問ということで、2回目の質問ということでお聞きをしたいのは、一つが、収支不足が最終どうなってくるのかということです。11月の厚生常任委員会と国保の運営協議会に出された数字では、6億5,000万円の単年度収支も赤字になりますよということでした。基金も全部使いますよということでしたが、その後、1カ月ほどたっていますし、精査も進んでいるかと思うんです。具体的にどれぐらいの収支不足になってくるのかということがわかれば、そこはお示しいただければなというふうに思います。

でないと、今、出されている数字で言いますと、6億5,000万円の赤字になると、約2万人の国保加入者でこれをカバーするなら、1人当たり3万円を超える引き上げになると、これはもう、全く今の国保加入者の生活実態からすると、とっても無理な要求ということになると思いますので、どうなるかというのがすごく気になる場所なんですね。ぜひ、わかればですけども、お示しいただければなというふうに思っています。

それから、二つ目お聞きしたいのは、紀の川市の国保会計をずっと見てみますと、先ほども少し言いましたが、19年度に上げてから、税率としては上げてこずに来たわけですね。その間、平成22年度からは単年度の収支はずっと赤字になってきたと。おもてで見れば黒字が続いているけれども、実際の中身は単年度で赤字がずっと続いて、今に至っているということなんです。

赤字が続いているけれども、国保税率を据え置いてきたということですね。上げずに来

たということなんだと思います。その結果、紀の川市の国保税の水準、ほかの自治体と比べると低いんですね。1人当たりで見ると、岩出市のほうがまだ安いってなるんですけれども、国保税の税率設定で言えば紀の川市のほうが岩出と比べても安いんです。その水準ですずっと頑張ってきたといいますか、国保事業を運営してきたというのが、平成19年度ですから8回予算を組んだことになると思うんですけれども、そうしてきたというのは、今の紀の川市の国保事業の頑張ってきたといいますか、その結果、末恐ろしいことにもなっているんですけれども、でも頑張ってきたのかなというふうにも思っています。

その判断が、赤字になるというのがあるながらも、それでも据え置いてきたというその判断をどういう考えで重ねてきたのかなということなんです。それを2回目でお聞きをしたいと思います。

ちょっとだと言いましたんで、収支不足どのぐらいになるのかということと、それからこの間の上げなければならないという状況もありながら、それでも据え置いてきたという、その考え、その判断をどういう考えで重ねてきたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（自席） 再質問にお答えいたしたいと思います。

1点目の現時点での収支不足は幾らぐらいなのかという御質問でございます。

これについては、現時点の数字を持ち合わせておりません。というのは、より正確な数字をつかみたいというのが本心でございますので、次回の国民健康保険運営協議会の中で数字を示させていただきたいと考えておるところでございます。

2点目の税の引き上げについて、9年間据え置いてきたことに対する考え、判断はどうかという御質問に対しての答弁でございますけれども、国保の税率については、議員御承知のとおり、平成19年度に税率の改定をしてから9年間据え置いているところでございます。この間、国保特別会計の当初予算の編成時において、市長や財政課を交えて、国保の税率改定等についてその都度協議を行ってきております。税率を改定するということは、被保険者に負担を強いることになりますので、慎重な判断が求められるところでございます。

このような中で、国保の財政運営は独立採算制ですから、まず予算の収支見込みをする中で、単年度収支の状況は赤字とならないか、基金の残高は、繰越金の状況はどうか等を総合的に判断し、その年度年度の税率の改正について協議をしてきたところでございます。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ありませんか。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 再々質問で、答弁いただいたんですけども。収支不足については、より精査していきたいということでした。ぜひ精査していただいて、また

新しい数字が早く知りたいなというふうに思っています。

それから、なぜ据え置いてきたのか、その判断はどういう形で重ねられてきたのかということについては、その都度、市長も含めて財政課の人も、現課でも慎重な判断を重ねてきたという結果なんですね。

市長にお尋ねをしたいのは、慎重な判断を重ねてここまで国保事業、平成19年から見てもやってきたわけですね。8回予算を組んできたということで、その姿勢をぜひことしの決算の処理に生かしていただきたいというふうに思います。それから、来年度の税率改正にも、その姿勢を貫いていただきたいなというふうに思います。それは、前回の質問でも、市長が言われたのは、「できるだけ市民の皆さん方に負担を大きく上げずにやっていけるように努力をさせていただく」と言われた、そのことなんだというふうに思います。

具体的には、加入者の負担だけでカバーをするのではなくて、紀の川市から国保会計に対する独自の繰り入れをするということではしか加入者の負担というのは避けられないので、その判断を過去の今まで慎重に判断を重ねてきたという、しかもそれはほかの自治体よりも、数字で言えば低い水準ですね、国保だけで比べてたらですよ。ほかの社会保険と比べたら、国保は皆高いですけども。その中でも、紀の川市は低い水準で抑えてここまでやってきたわけで、ぜひその姿勢を生かして貫いていただいて、それは一般会計からいれるということになると思っていますので、ぜひそれを御検討いただきたいなというふうに思っています。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石井議員の国民健康保険の再々質問にお答えをしたいと思います。

19年の国保税の見直し、改定から27年度まで上げずに来たと、評価していいんかどうかということは、議員もよくおわかりの、これはもう国保税だけの単独のものであって、保険者の負担で賄っていく、もちろん国の制度に乗ってですが。

60歳以上の皆さん方も、社会保険でおったものが、退職されると国保に入られるというその状況、国においてもっと国保並びに社会保険等々、共済保険もそうですが、見直しが必要ではないかなと。高齢になったときに全部国保に入ってしまうと、それが市で賄うという今の状況になると、そういうことも考えざるを得んような状況になってきているわけですね。これは、やっぱりもっと全体の保険、国民健康保険のみならず、ほかの保険も全体、国がその国民の健康保険について見直すべき大きな問題ではないかなと、まず思います。

そんな中で、約9年間上げずに来たということは、反省せんなん点も多々あると思います。毎年精算をして、翌年度はこれだけの国保は必要であろうというものをできるだけ上げないようにという観点から来ましたが、上げるべきものは上げさせてもらわなきゃならん、そのほうがよかったんではないかと、市民においてはそれはまかりならんとい

う話になるし、石井議員も毎年質問されている中で、上げるな、上げるなという、そういう御意見でございまして、私も上げずに行ければ上げずに行きたいということまで来ました。

しかし、一遍に5億円も6億円も足らんというような結果になろうとは思ってもなかった。そんな中で、一般会計から入れますと言うたらもちろん世話ないんですか、それでは6万5,000人のうちの2万人のために一般会計を繰り入れていいんかどうかということも考えなきゃなんということも御理解いただきたいと、そう思いますし、それかといって、2万円、3万円の負担額を一遍に加入者に負担させるということは、そう簡単にはいかないということも承知をいたしておりますので、十分相談をさせていただきながら、この国保税についての方向を3月までに考えていきたいと、そう思っておりますので御理解いただけたら、そのように思います。

○議長（竹村広明君） 以上で、石井 仁君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時47分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（竹村広明君） 次に、1番 並松八重君の一般質問を許可します。

1番 並松八重君。

はじめに、紀の川市立図書館の運営についての質問をどうぞ。

○1番（並松八重君）（質問席） ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い、紀の川市立図書館の運営について、質問いたします。

いよいよ来年1月4日開館される紀の川市立図書館の運営について、3点お聞きしたいと思います。

昨年より、図書館再編計画が進み、惜しまれて閉館した図書館を7年御利用いただいていた方々には、寂しい思い、御不便をおかけしたのではないのでしょうか。河北エリアは、現打田図書館、河南エリアは、旧貴志川支所を改修し、河南図書館となりました。2館とも蔵書数も設備も充実し、特色ある図書館を目指すとのことでした。そこで、お尋ねします。

1点目として、河南図書館、河北図書館、それぞれの構想、イメージを広く市民に周知できているのかということです。

2点目として、図書館管理運営規則が改正され、来年1月4日から施行されます。平日の開館時間は延長されております。また、個人、館外利用は市内に居住している者から和歌山県内に居住している者と改正されております。他の自治体の図書館では、市外の方の

館外利用はできないというところもあります。市外の方がたくさん来館されるのは大変よいことだと思いますが、館外利用がふえることにより市民の利用に御不便をおかけすることはないのでしょうか。

3点目として、図書館を閉館した地域においては、市民の利便性を考え、各支所に図書館蔵書検索端末の設置をして、検索、予約、貸し出し、返却ができるようになっておりますが、予約するには図書カードとパスワードが必要です。6桁以上のパスワードをつくるには、自宅のパソコンか図書館に行かなければつくれません。利便性を考慮されているようで、交通手段が厳しい方にとっては煩雑で利用しがたいものとなっています。図書カードを新たにつくられる方に、パスワードをつくる必要性を周知されているのでしょうか。誰もが喜んで図書館を円滑に御利用していただくため、今後の対応をお聞かせください。

以上、3点、答弁を求めます。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 並松議員の御質問の紀の川市立図書館の運営につきまして、答弁をさせていただきます。

まず、1点目の河南・河北図書館のイメージ構想について、市民の方に周知されているかということにつきまして、2館に統廃合されます図書館のあるべき姿などについて、社会教育委員会に図書館部会を設置し、議論をいただいた上で、社会教育委員会議から教育委員長あてに「紀の川市の図書館のありかた」の提言を本年3月にいただいております。

教育委員会では、この提言を受け、「紀の川市図書館基本計画」を策定し、11月の定例教育委員会で承認をいただきました。この計画書に基づき、2館になった図書館の運営を実施していく予定でございます。

「紀の川市図書館基本計画」では、図書館の基本的な考え方の中で、河北図書館については、「多目的活用可能な図書館」、河南図書館については、「市民の学びと自立を支える図書館」をコンセプトといたしており、その他図書館サービス、図書館の運営等を取りまとめております。

市民の周知につきましては、今後広報やホームページ等を通じまして、随時行っていきたいと考えています。

次に、利用者を和歌山県内に居住している者まで広げたことで、市内の利用者の不利益にならないかとの質問でございますが、図書館の貸し出しを県内居住者までに拡大することにより、市外の方に来館いただき活用いただくことで、図書館を中心としたコミュニティが拡大することが期待され、ひいては紀の川市の活性化につながると考えております。

現在、市外の方で紀の川市に勤務・通学している方の図書館利用者は、極めて少ない状況であり、今後貸し出しを県内に拡大いたしましても、市内利用者への影響はほとんどないものと考えてございます。

3点目の図書館の検索・予約について、高齢者にとって煩雑で利便性の向上を図るべき

ではないかとの御質問でございますが、図書館を統廃合することにより、閉館された地域の方々に利便性向上のため、各支所、各生涯学習センターに図書の検索・予約できる端末を設置し、図書の貸し出し、受け取りを各支所等で行えるよう実施しております。

高齢者の方で新たに図書館利用券をつくられる方や、図書館利用券を使用する際には、支所等の端末で検索・予約できる旨の説明・啓発を行い、各支所での取り扱いの浸透を図ってまいりたいと考えております。

また、図書館から距離のある方や、来館することの難しい方等の対策といたしまして、移動図書館も考えられますが、運営方法、費用対効果等さまざまな課題があることから研究課題とさせていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

1番 並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） ただいま部長より答弁をいただきましたように、河南図書館、河北図書館が大きく開かれた図書館として、本市の地域活性化の重要拠点となりいくよう大いに期待したいと思います。

そうならば、乳幼児やその保護者、子育て世代、高齢者、障害のある方、外国の方など多様な方々が来館される中で、利用者のニーズに応え、サービスの提供、さらに安全・安心をも守らなければなりません。図書館職員の今以上の意識改革、接遇の向上はもちろんですが、予定されている職員の配置数で対応できるとお考えですか。

また、安全・安心について、周辺駐車場の整備、防犯については、どのようにお考えなのでしょうか。さらに、市民とともに成長する図書館を目指すということであれば、多様なニーズに応えられる図書館運営をお手伝いできる図書館ボランティアの養成・活用も必要になるのではないのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） ただいまの再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、1点目でございますが、図書館を活発に利用していただくためには、蔵書の充実や各種イベントなどの取り組みが重要と考えておりますけれども、来場者が気持ちよく利用し、毎日でも利用したくなる施設にするためには、受付職員の態度や対応といった接遇マナー、それから図書に関する知識の充実が非常に重要と考えてございます。職員の研さんをさらに進めるとともに、笑顔を絶やさない接遇を心がけるよう指導してまいりたいと考えております。

また、2点目につきまして、図書館が5館から2館になることによりまして、職員数が少なくなるとの危惧があらうかと思いますが、臨時職員を含めた職員数が若干減員になることが予想されてございます。教育委員会といたしましては、職員が少なくなることによってサービスの低下にならないよう、努力してまいりたいと考えてございます。

それから、3点目の防犯面等々につきましては、安全確保や駐車場の利便性の向上といったものにつきましては、関係部署と連携を図りながら進めてまいりたいと考えてございます。

それから、最後に、図書ボランティアにつきましては、図書館基本計画にも記載しているところでございますけれども、現在は読み聞かせを中心に、返却に係る業務等でお手伝いをいただいているところでございます。今後、図書館の運営をより円滑かつ充実したものにするためには、図書館ボランティアの活躍が不可欠でございますので、積極的な働きかけと活動をいただく方々に資料提供等々推進するとともに、ボランティアの養成にも努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ありませんか。

〔並松議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君） これで、紀の川市立図書館の運営についての質問を終わります。

次に、市民の健康寿命を延ばす取り組みについての質問をどうぞ。

1番 並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） 続きまして、市民の健康寿命を延ばす取り組みについて、質問させていただきます。

まず、健康寿命についてお話しします。平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間をいいます。世界保健機構（WHO）が提唱した指標で、平均寿命から衰弱、病気、痴呆などによる介護期間を差し引いたものです。

本市の総人口は、5町合併より減少傾向にあり、本年10月末で6万5,422人、高齢化率は29.3%に達しております。平均寿命と言え、男性約79歳、女性約85歳、健康寿命は、男性約76歳、女性約78歳となっております。紀の川市の女性の平均寿命は、県下平均より下回っております。

日本は、男女とも平均寿命で世界最高水準に達するまでになっている中で、注目されているのが、「健康寿命」という考え方です。単に、長寿であるだけでなく、いかに健康で過ごすことのできる期間を長く保つかがとても大切なことと言えます。病気になったら治すだけでなく、病気にならないように予防することが健康寿命を延ばすことにつながります。

厚生労働省は、平成26年を「健康予防元年」と位置づけ、国民の健康寿命が延伸する社会の実現に向けた予防健康管理の取り組みを進め、1歳以上健康寿命を延ばす目標を掲げております。

そこで、1点目としてお尋ねいたします。

本市が毎年40歳以上の方々を対象に、特定健診、がん検診の案内を全戸配布し、市民の健康を守るため健診申し込みを強力に推進されておりますが、合併して11年目に入り、本市の受診率は向上していますのでしょうか。

2点目として、介護支援ボランティア制度の導入についてです。

昨年私は、一般質問で介護支援ボランティア制度について取り上げております。介護支援ボランティア制度は、元気な高齢者の方がボランティア活動に取り組むことで、積極的に地域に貢献することを支援し、また社会活動に参加することにより高齢者自身の健康寿命を延ばすとともに、高齢者が生きがいを持って生き生きと暮らせるまちづくりに資することを大きな目的としています。

自助・共助のあり方が問われる地域のコミュニティ力が求められる中、社会参加活動への参加を望む意欲ある高齢者は確実にふえております。そこで、健康寿命を延ばす具体的な方法の一つとして、介護支援などのボランティア活動をすることは、「世の中の役に立っている」と生きがいを感じ、それが心身の健康維持につながり、自身の介護予防にも役立ち、介護保険財政の健全化にもつながると思います。

高齢化が進み、個人の介護保険料も上昇を続ける一方で、介護サービスを必要としない人の中には、保険料の軽減を求める声も少なくないのです。ボランティア活動に参加することでポイントが付与され、年間上限額の中でたまったポイントを商品との交換や換金できるという制度は2007年、東京都稲城市が始め、現在実施予定を含め、268の自治体で導入されております。

高齢化の進行が深刻な中、介護専門職以外でもできる必要なことを元気な高齢者が、介護を必要としている高齢者の支援をしていく、高齢社会を目前にした今、このような考え方が求められているのではないのでしょうか。

そこで、お聞きいたします。高齢者のボランティア活動実績をポイント化として点数化し、その実績を介護保険料に連動させるとともに、ボランティア活動を通し、参加者自身の介護予防を図っていくことを目的としたこの制度を早急に本市に導入するべきだと考えます。

以上、答弁を求めます。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、並松議員の一般質問にお答えさせていただきます。

一つ目の特定健診、がん検診の受診率についての御質問でございますが、市民一人一人が日常生活において健康づくりを習慣化していけるよう「食べて、動いて、笑ってのばそう健康寿命」を基本理念とした健康増進計画を策定し、鋭意取り組んでいるところであり、おのこの健診率も市民一人一人の健康に対する意識の指標になると考えているところでございます。

過去5カ年を見ると、特定健診では31%から33%を推移し、またがん検診においては、平成24年度から推計対象者の算式が統一されたことにより比較するのは少し難しいのですが、胃がん、肺がんでは25%から27%、大腸がん、乳がんでは30%から3

3%、子宮がんでは20%で推移し、受診率が向上しているとはいいたい状況かと思えます。ただ、乳がんにつきましては、平成20年度からピンクリボンキャンペーン推進本部を立ち上げ、乳がん検診の啓発に取り組んでおり、国のがん対策推進計画に基づく算定対象年齢を40歳から69歳までに置きかえると、平成25年度61.9%で県内1位となっており、全国的にも高位の水準となっており、成果が上がっていると言えると思います。

市では、申し込みや受診の利便性を図るため、健診案内と返信用封筒を同封した健診申し込みを全戸配布するとともに、できるだけ1回で健診が受けられるよう集団健診では、特定健診とがん検診をセットに実施、また受診機会をふやすために個別健診の実施、さらに未受診の方への再勧奨はがきを送付するなど受診率向上に取り組んでおりますが、がん検診に興味のない方に受診の必要性を理解してもらうことは容易ではありません。

今後は、健診に関心がない方にも自分の健康は自分で守るため、健診の本来の価値や意識をしっかりと理解してもらえようリーフレットの開発や効果的なメッセージの作成など、効果が見られたとされる方法を研究し、受診率の拡大に努めていきますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、2点目の介護支援ボランティア制度の導入であります。この制度は、2007年に厚生労働省の認可を受けた有償ボランティアで、介護保険法の規定に基づき地域支援事業交付金事業として導入されたものでございます。ボランティア登録をしていただいた高齢者が、施設等で行ったボランティア活動に対し、実績に応じて換金可能なポイントを付与する制度であり、高齢者の介護予防、住民相互による地域に根差した介護支援などの社会参加活動、にぎわいのある地域づくりなどの効果が期待されているところであります。また、最近では、高齢期を迎えても可能な限り長く健康で過ごせる期間の指標であります「健康寿命」を延ばすための一つの施策として、この制度が促進されているところでもございます。

紀の川市におきましては、「第6期介護保険事業計画」で、「地域で支える包括的な支援体制づくり」の基本方針の中で、「多様な主体による生活支援サービスの提供体制の構築」を重点目標に掲げてございます。特に、今期の介護保険制度の改正で、地域支援事業の一つに位置づけられました「介護予防・日常生活支援総合事業」を実行していくには、地域の実情に応じ、住民等の多様な主体が参画しサービスを充実することにより、地域の支え合う体制づくりを推進していかなければなりませんので、この制度の活用も視野に入れていく必要もあるかと思ひます。

既に導入している自治体では、管理機関を社会福祉協議会にしているところが多数ありますし、ポイントの換金の方法についても関係機関の協力が不可欠であります。今後は、平成29年度から実施する「総合事業」を円滑に進めるための支援を検討してまいりますので、御理解よろしくお願ひいたします。

○議長（竹村広明君） 再質問、ありませんか。

1番 並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） きょうも南別館で集団健診が実施されておりました。本年も集団健診は57回実施予定、個別健診を含め受診しやすい環境をつくり、担当課が受診率向上に努力されているにもかかわらず、乳がん検診の受診率の向上は見られるものの、厳しい現状です。市民の健康寿命を延ばす基本は、特定健診、がん検診を受けていただくことから始まると考えます。

本市として、それぞれの健診に対し、受診率の目標値は設定されているのでしょうか。また、一部の高齢者の方から、「健診場所が遠くなったので受診しなかった」とのお声も聞いております。今後、受診率向上のため、健診申込者の利便性をさらに考慮した対応は考えてでしょうか、お答えください。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） 並松議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の特定健診、がん検診の目標値ということですが、現在、健康増進計画、先ほども答弁させていただきましたが、健康増進計画の中で平成29年度を目標値として、特定健診では65%、胃がん・子宮がんでは30%、肺がん・大腸がんでは40%、それと乳がんでは50%と、一応目標値を設定しているところでございますが、先ほど答弁させていただいたとおり、まだまだ目標値には達していない状況でありますので、今後とも健診の本来の価値や意識づけのメッセージの開発等、健診率の向上に努めてまいりたいと思います。

それも、もう一点、健診の場所が遠くなったという苦情の件なんですけども、一応集団健診の場所につきましては、市民の利便性を考えまして、合併時より17カ所で行ってきました。ただ、健診場所等いろいろな問題、また委託先の人員確保、それとあわせて健診場所での健診バスの配置、健診バスですね、その配置等で住民からも苦情もある中で、この平成26年度より受診者数、またエリアを考慮した中で、実施場所につきましては、現在打田地区・那賀・桃山につきましては1カ所、粉河地区・貴志川地区には2カ所、計7カ所、この平成26年度から変更してございます。

その際におきましては、場所の変更について地区の区長会等への説明、また住民周知等徹底して行い、それとあわせて受診日数の確保、それと未受診者のための受診日の確保等図って行っている状況です。

それで今、議員言われたとおり、場所が遠くなって大変という苦情もあるのも事実でございますが、正直もっと住民から苦情をいただくのかなと思ってたんですけども、市民の皆さんの御協力もいただく中で、問題なく行っている状況かと思えます。

また、平成27年度から、今やっている委託先について、健診事業やっていただくところが撤退するという報告も受けている中で、平成28年度から、今その体制づくりに正直苦慮しているところでもございますが、実際、市民に迷惑かけないような集団健診の体制

づくりに鋭意取り組んでおるところでございますので、御理解をお願いしたいなと思います。  
以上です。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ありませんか。

1番 並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） 最後に、市長に質問させていただきます。

以前、同僚議員が市民の健康づくりのため、健康ステーションを設置するよう提案した折、市長は、「まず健診を受けることが大事」と答弁されております。さらなる受診率向上を図るには、お元気な市長みずからが市民に受診を呼びかけ、啓発・推進していただくことが必要ではないのでしょうか。

また、本市の高齢社会はすぐそこまで来ています。待ったなしの状況です。介護を必要とする方がふえる反面、支援をしていく介護専門職の方が必然的に足りないという状況です。そこで、この介護支援ボランティアは高齢者支援の大きな担い手としての可能性を有していると考えます。関係機関との協議をし、早急にこの制度導入を進めていくべきだと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 並松議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

健康寿命、いつまでも元気で頑張る、そのことが市民みんなが元気で過ごせる対応を考えていかなきゃなんということは当然であります。そういうことで、健診をできるだけ受けてもらう、そして早期発見、早期治療、そのことによって健康寿命も延び、また楽しい毎日が送れるということになるわけで、私から発信せえって、しょっちゅう那賀病院、私は行かせてもうてるんですが、いろいろな会々ときには、大体元気な人は行ってくれやんわけで、「医者行ったことないんや」って自慢のように言われる方が多いわけなんです。が、何年かぶりに病院へ行ったところ、「もう手おくれ」やと言われるような人も多いわけで、最低年に1回は健診を、40歳以上になったら受けるようにということは、今後も担当のみならず、市挙げてこの問題に取り組んでいきたいと。

それと、いろいろと介護の問題等々ボランティアはじめ、有料ボランティアもあるわけですが、これらについても十分検討してお助けできるような、そういう対応も考えていきたいと、そのように思っておりますので、議員各位の御協力もよろしくお願い申し上げて、まあ、はっきりとは言えませんが、この程度で今のところ勘弁いただきたいと、そのように思います。

○議長（竹村広明君） 以上で、並松八重君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって散会します。

なお、議案精査のため、あすは休会とし、11日、金曜日、午前9時30分より再開いたします。

お疲れさんでした。

（散会 午後 1時30分）